

第26回岩手県障がい者スポーツ大会ボッチャ競技実施要項（案）

1 目的

本大会は、ボッチャ競技の実施を通して、重度障がいのある方々のスポーツ参加の機会提供を目的として行う。また、併せて全国障害者スポーツ大会競技規則に基づく競技大会を行い、代表選手選考の参考記録とする。

2 大会期日・日程（予定）

令和6年5月12日（日）

9:15 受付 / 9:45 開会式 / 10:15 競技開始 / 13:00 閉会式

3 競技会場 ふれあいランド岩手・体育館

4 参加予定者

選手 30名程度（立位 10名／座位 10名／オープンクラス 10名）
役員・ボランティア等 30名程度、合計 60名程度

5 参加資格

県内在住の身体障がい者で障がい区分は、「別紙3-④」に適用する方。
障がい区分適用されない方はオープンクラスとして参加可能です。

6 競技の方法（予定）

- (1) 予選リーグを実施し、上位者によるトーナメントまたは決勝リーグを行う。
- (2) 試合は1対1の個人戦を2エンド行い、同点の場合はタイブレークを実施する。

7 競技規則

令和6年度全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人パラスポーツ協会編）及び本大会申し合わせ事項により実施する。

8 競技記録について

この大会の競技記録については、第23回全国障害者スポーツ大会（SAGA2024全障スポ）派遣候補選手選考の参考記録とする。

9 申込方法

別紙、所定申込書に必要事項をご記入の上、以下、申込先（岩手県障がい者スポーツ協会）に郵送、FAX、Eメール等にて令和6年5月2日（木）までにお申込ください。なお、当協会ホームページより、申込関連資料をダウンロードすることが可能です。

10 その他

- (1) この競技実施要項に定めるもののほか、大会の実施に関し、必要な事項は別に定める。
- (2) 大会当日は、報道関係機関の来場が予想され、選手氏名、画像等が報道される場合があります。また、当協会ホームページでも競技プログラムや競技画像等を公開することがありますので、ご了承の上、お申し込みください。

11 申込先

（一社）岩手県障がい者スポーツ協会
〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内
TEL 019-637-5055 / FAX 019-637-7626 / E-mail: info@iwate-adaptive.or.jp

7. ボッチャ

△男女混合、年齢区分なし

			区分 番号	障害区分・解説	競技スタイル	
					立位	座位
肢 体 不 自 由	1	切断・ 機能障害	1	多肢切断・両下肢完全・両上肢および両下肢不完全 で立位 【解説】上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者	△	
	2	脳原性麻痺 以外で 車いす 常用、使用	2	第6頸髄まで残存 【解説】肩関節周辺の筋力は、ほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		△
			3	第7頸髄まで残存 【解説】肩関節周辺の筋力と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		△
			4	第8頸髄まで残存 【解説】肩関節周辺の筋力と肘関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		△
			5	多肢切断 【解説】上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		△
	3	脳原性麻痺 （脳原性麻痺、 脳血管疾患、脳 外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用、または使用 【解説】脳原性麻痺により四肢に可動域制限や協調運動障害がある車いす使用者		△
			7	けって移動 【解説】脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		△
			8	片上下肢で車いす常用、または使用 【解説】脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる上肢と下肢で車いすを操作する者		△
			9	その他走不能 【解説】脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることができない者	△	
	4		10	電動車いす常用 【解説】四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者		△

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手（区分2～8および10）で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定をする。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。